

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴/3分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	主タービン軸受保護用リフトポンプ（4）の出口圧力指示計内に油の浸入が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	D	
3	2号機	高圧注水系の定例試験における非常用ガス処理系の起動・停止に伴う、同系フィルタ装置内の圧力変動により、排水用配管シール部の水が排出される際、排出先の機器ドレンファンネルの飛散防止用カバーの隙間より微量の水がリークしたため、当該カバーを点検・修理	D	
4	3号機	原子炉建屋換気空調系給気及び排気ファンの出入口隔離弁（計4台）の点検において、弁駆動用空気配管の接続部（計3箇所）及びアキュムレータタンクの閉止栓とドレン弁の接続部（計8箇所）よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	給復水系酸素注入設備の酸素ガス注入量調節ラック入口圧力指示計の点検において、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該計器を交換	D	
6	3号機	トレンチ内硫酸配管温度検出器の点検において、絶縁不良が認められたため、当該温度検出器を交換	D	
7	3号機	タービン建屋換気系の排気筒用プロセス放射線モニタ装置のサンプリングフィルタ固定用のバンド締付ボルトのねじ穴摩耗による締付け不可が認められたため、当該ボルトを交換	D	
8	3号機	主排気筒サンピットのレベルスイッチの動作不良により、サンポンプの自動起動と同時に、レベル高を示す警報が誤発生したため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
欠番	削除	削除【6.9KV所内電力共用母線用受電電力量積算計に誤動作が認められたため、当該計器を点検・修理】	—	3月27日再審議により不適合でない判断されたため
10	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジ貯蔵タンク（B）のレベル計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	6号機	高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電機の燃料デイトンレベル計の点検において、端子ボックスのシール用Oリングが破断していたため、当該部品を交換	D	
12	6号機	主タービングランド蒸気系蒸化器用加熱蒸気圧力調整弁のバイパス弁の点検において、弁体に浸食及びシートリングに割れが認められたため、当該部品を交換	D	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）潤滑油ポンプ（B1）駆動用電動機の点検において、本体基礎部に割れが認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	主タービン蒸気加減弁（No. 1～No. 4）の点検において、弁上部レバー（4台）及び弁下部レバー（1台）のプッシュ部の間隙測定値に管理目標値外れが認められたため、当該部品を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用軸シール水温度検出器入口弁の点検において、弁体と弁棒接続部の摩耗による間隙拡大認められたため、当該弁体・弁棒一式を交換	D	
16	6号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置のサブタンク用レベル計ガラス面の汚れによりレベル確認が困難なため、当該レベル計を点検・修理	対象外	
17	6号機	廃棄物処理建系床ドレン化学廃液混合ポンプ用洗浄水入口弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	主復水器真空ポンプの点検において、軸受潤滑油補給器（2台）のレベル計下部接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）用制御回路の動作確認において、当該ディーゼル発電機制御盤内にて、安全処置用仮設電線の接続箇所を誤ったことから、非常用送風機を自動起動させたため、対応検討	C	
20	6号機	主蒸気放射線モニタ（C）の点検において、安全処置用に事前に接続していた仮設電線のクリップが接続箇所から外れたことから、主蒸気放射能高を示す警報が誤発生したため、対応検討	C	
21	6号機	高圧タービン蒸気ガイド締付ボルトの緩め作業を実施していた協力企業の品質管理員が高圧タービン車室内に転倒し、翌日、痛みを訴えたことから、業務車にて病院へ搬送し、左肩、左鎖骨、左骨盤挫傷と診断されたため、対応検討	B	
22	その他	ポリ袋（4枚）の管理区域からの搬出において、「搬出物品確認申請書・確認書」の取扱区分の表記に誤記が認められたため、誤記を訂正	対象外	3月27日再審議にて グレード変更 D → 対象外

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで